

## 補助金調書

補助金名	福岡市原爆被害者等援護事業補助金			担当課 (連絡先)	福祉局総務企画部総務課 (TEL711-4493)		
交付先	団体	原爆被害者等援護事業を継続的に行っている団体		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月～6月末			
(公募の場合) 応募要件	原爆被害者等援護事業を継続的に行っている団体						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	昭和44	年度	経過年数	55	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><b>【目的】</b> 原爆被害者とその家族の福祉向上を図ること <b>【補助対象事業】</b>            (1) 原爆被害者並びにその家族の相互扶助、親睦、福利厚生に関する事            (2) 原爆被害者並びにその家族の医療、健康、法規等の相談に関する事            (3) 原爆被害者並びにその家族の生活実態調査及び生活相談に関する事            (4) 被爆の実相証言とその継承に関する事         </p>						
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回		
終期を延長する 理由	要綱に規定する補助事業のうち、被爆の実相証言とその継承に関しては、戦後75年が経過し証言者の高齢化が進み、いかにして後世に戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継いでいくかということが深刻な問題となっている。また、補助金交付団体の活動報告によると、被爆者の健康・医療・生活に関する相談件数が一定程度あり、市内小中学校などの証言(語り部)活動が継続的に実施されていることから、本市としては、国の援護施策を補完する形で実施される原爆被害者等援護事業について、支援を継続する必要があると判断したため。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	<b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b> 補助対象事業の実施に要する経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、9/10の補助率により算出された額を上限とする。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	<b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b>						
【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1	件	1	件	1	件
	2,050 千円		2,050 千円		2,050 千円		2,050 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	原爆被害者への相談対応、被爆証言活動(語り部)、原爆慰靈祭の参列						
補助金交付 による効果	団体の円滑な事業実施を支援することにより、会員の福祉向上に寄与している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。